

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成21年11月6日 午前 9時30分 開会 午前11時45分 閉会
2 場 所	議員控室
3 出席委員	柴崎茂委員長 高橋英俊副委員長 山口陽一委員 清水弘子委員 百瀬恵美子委員 坂田よう子委員 山田喜一議長
4 傍聴議員	鈴木京子議員 奥津勝子議員 竹内恵美子議員
5 説明員	副町長 吉川重雄 岩本財政課長 森田主幹 加藤副主幹 矢野都市計画課長 竹内副技幹 飯田主幹 鈴木総務課長 佐野主幹 宮代副主幹 齋藤主査 二挺木建設課長 笹山主幹 近藤主査 片倉主任主事
6 職務のため出席した職員	局長 穂坂 優 書記 岩田隆吉
7 協議等の事項	(1) 公共施設の条例改正について (2) 職員等給与の改定について (3) 町道認定について (4) 情報公開制度見直しの検討状況について
8 その他	

(1) 公共施設の条例改正について

公共施設等における条例の制定及び改正について次の説明があった。

① 新設条例

○大磯町駐車場使用料条例

大磯町の公共施設における駐車場を閉庁日に自動車駐車場として目的外使用する場合の使用料等を定める。適用される施設は庁舎駐車場平成22年6月1日からの施行を予定。

普通自動車など1回300円

マイクロバスなど1回600円

② 改正条例

○大磯町町営プールの設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

一般入場料200円→400円

団体入場料150円→300円

※資料の訂正があり、新旧対照表の改正案の別表に団体入場料の300円が追加された。

○大磯町都市公園条例の一部を改正する条例

・有料公園施設に温水シャワーを追加する。

・利用料金の区分に新たに「町外」を設けて、「町内」の2倍の利用料金とする。

◎主な質疑

問. 駐車場使用条例の施行日を6月1日からにした理由と他の施設の予定は。また、子育ての親の負担が大きいと思うがプールの使用料を2倍にした理由は。

答. 国の緊急雇用対策事業を利用し警備員の雇用等を行い業務委託をしていく予定であり、年度当初入札を行っても実施までに準備期間が必要なため6月1日とした。庁舎は機械警備ではなく管理人による警備を考えている。また、他の施設は警備の内容で人的な警備か機械警備か、費用なども精査をして今後検討をしていきたい。

プールに係る維持管理費及び近隣の市町の状況をみた中でお願いするもの。近隣で子どもを無料にしているところはない。親子で来られる場合のトータル的な入場料は他の市町とそん色はないが、議案提出までさらに精査していきたい。

問. 開庁日の駐車場の使用は今までどおりか。また、プール入場料に「町内」、「町外」の区分を設ける考えはないか。

答. 緊急雇用対策事業は1年間の事業ですので平日も管理人による管理を行っていく予定である。

観光プールという側面もありますので、町外利用者の利用促進のところもありますので、「町内」、「町外」の区別はせずに同一料金で考えている。

問. 平塚市、秦野市など他市町の運動公園の施設の比較精査をしてると思うが、団体登録はどうなっているのか。

答. 他市町の事例は手元にないが、平成20年度の運動公園の町外の利用状況は、テニスコート3割、多目的広場1割、野球場4割となっている。

問. 閉庁日の庁舎利用者の扱いはどうするのか。駐車台数は何台か。また、運動公園の温水シャワーの台数は何台か。また施設の供用時間終了後から15分しかシャワーを使う時間がないが。

答. 施行規則の中で減免等を考えていきたい。駐車台数は52台。運動公園の温水シャワーの台数は、男女各2台と障害者用が1台となっている。公園の閉園時間が午後9時30分であり、利用者の方が9時15分ということをよく把握してもらってそれにあわせて使ってもらいたいと考えている。

問. 駐車場の利用で使用時間までに戻れなかった場合の対応はどう考えているのか。

答. 臨機応変な対応をしていかざるを得ないのかなと思っている。

問. 近隣市町の状況や施設の費用の状況などがわかる資料の用意はできるのか。

答. 資料は用意する。

(2) 職員等給与の改定について

平成21年8月に行った人事院勧告に準じて、期末手当等の支給月数の引き下げ及び特定任期付職員の給料月額を引き下げるための条例改正と労働基準法の改正に伴う時間外勤務に関する条例改正を行う。

- ・大磯町職員の給与に関する条例
- ・大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・大磯町職員の育児休業等に関する条例
- ・大磯町長等の給与に関する条例
- ・大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

◎主な質疑

問. 期末手当 0.35 月の引き下げは、平成 22 年以降も続いていくという認識でいいか。

答. 人事院勧告によりますと 22 年以降もこの 0.35 月減となりますので、今回は附則ではなく本則の中で減額の改正を考えている。

(3) 町道認定について

次の 3 路線の町道の認定を行う。

- ・ 幹線 32 号線 延長 605m
- ・ 高麗 46 号線 延長 35.4m
- ・ 大磯 109 号線 延長 35.9m

◎主な質疑

問. 幹線 32 号線の県道からの移管協議で平成 17 年に町は用地整理されていないため移管は受けられないと県に回答しているが、用地整理は解決されたのか。

答. 15 地権者の用地整理がされていなかったが現在は 1 地権者となっている。今後、県も町と歩調を合わせながら協力をいただける約束となっている。

問. 前の総務建設常任委員会の委員の人たちも面積の表示の要求をしていたのか。

答. 幅員が何mから何mということもあり非常に複雑になってくる。路線の認定は、番号、路線名、起点終点、延長という形をお願いをしてる。

問. 県から移管を受け幹線にする町のメリットは何か。

答. 認定をして道路台帳を整備したあかつきには、地方道路譲与税等の交付を受けられるようになる。

問. 認定の議案の出し方はどう考えているのか。

答. 議会運営委員会で決めていただければありがたい。

※委員会で現地を見に行くことに決定した。

(4) 情報公開制度見直し検討状況について

電磁的記録についての定義の見直しと町民情報コーナーの目録整備等についての説明があった。

◎主な質疑

問. 規則はいつごろの予定か。

答. 来年の 4 月にはスタート出来るように準備を進めている。

問. 目録が整備されると大磯の情報が全国どこでも出せるのか。

答. インターネット上に公表することは考えていない。町民情報コーナーの端末で見れるようにする。

以上